

令和8年度県民芸術劇場 (学校公演) 実施要綱

1 趣旨

県内の小学生・高校生(以下「児童・生徒」という。)を対象に、優れた舞台芸術を鑑賞する機会、及び芸術団体等による実演指導、ワークショップやこれらの団体等との共演など、優れた舞台芸術に身近に参加・体験できる機会を提供することにより、次代を担う児童・生徒のこころの豊かさを育み、地域における芸術文化活動の振興、県内の芸術団体等の育成及び県民文化の高揚を図るため「県民芸術劇場(学校公演)」を実施する。

2 名称

この事業の名称は、「県民芸術劇場(学校公演)」とする。

3 主催

主催者は、公益財団法人 兵庫県芸術文化協会(以下「協会」という。)及び地元主催者とする。

公立の小学校にあつては、開催市町、開催市町組合教育委員会及び開催校を地元主催者とし、公立の高校及び私立学校にあつては、開催校を地元主催者とし、必要に応じて開催校のPTA等を主催者に加えることができる。

事業の実施にあたっては、事業の趣旨、内容に鑑みて、兵庫県及び兵庫県教育委員会と共催する。

4 後援

兵庫県小学校長会、兵庫県立学校長協会、一般社団法人兵庫県私学総連合会とする。また、地元主催者の必要に応じて関係団体等を加えることができる。

5 事業内容

(1) 鑑賞者

児童・生徒とし、必要に応じて保護者等を加えることができる。

(2) 開催時期

通年

(3) 会場

学校体育館・講堂、公民館、文化ホールその他適当な施設とする。

(4) 種目

音楽、演劇、ミュージカル、舞踊、能・狂言、人形浄瑠璃、寄席芸能とする。

(5) 公演団体

協会が提示した登録団体の中から、地元主催者と協議して決定する。

(6) 演目等

協会が、地元主催者及び公演団体と協議のうえ、日時・場所・演目等を決定する。

なお、演目の決定にあたっては、参加体験の要素を勘案する。

(7) 入場料

無料とする。ただし、学校において、児童・生徒から徴収している各種の必要経費の一部を公演経費に充てることは差し支えないものとする。

(8) 公演数

① 小学校

② 高校

予算の範囲内で決定する。

6 事務の分担

(1) 協会

公演団体の派遣に関する事務を行う。 1

(2) 地元主催者

協会の事務以外の公演に関するすべての事務を行う。

7 経費

(1) 協会の支出額（県からの全額補助）

協会は、出演料（源泉所得税額及び消費税額を含む。以下同じ。）の1/2（円未満切捨）を支出する。ただし、支出額の上限は、（別表1）の金額に公演時の消費税率に応じた消費税額を加えた額とする。

(2) 地元主催者の支出額

地元主催者は、出演料の残額とその他の公演経費及びそれらに付随する消費税額を支出する。

8 実施手続

(1) 公演を希望する地元主催者は、別に定める期日までに、別紙「令和8年度県民芸術劇場（学校公演）実施申請書」（様式1）を協会に提出する。

(2) 協会は前項により提出された書類を審査し、実施の可否を決定し、地元主催者に通知する。

(3) 地元主催者は、8(2)で決定した内容に変更等が生じた場合はすみやかに「令和8年度県民芸術劇場変更等協議書」（様式2）を提出する。

(4) 地元主催者は、公演終了後2週間以内に別紙「令和8年度県民芸術劇場（学校公演）実施報告書」（様式3）を協会に1部提出し、協会は必要に応じ、その写しを県に提出する。

(5) 公演団体は、公演終了後、すみやかに協会及び地元主催者に請求書を提出する。

(6) 協会は、8(3)により提出された書類により事業の実施を確認した後、前項の請求書に基づき、8(2)で決定した出演料の支出予定金額を上限としてすみやかに公演団体に支払う。

(7) 地元主催者は、8(5)により提出された請求書に基づき出演料等をすみやかに当該公演団体に支払う。

9 不可抗力による事業中止への措置

(1) 地震、台風、津波その他の天変地異や戦争、暴動、内乱、疫病など地元主催者の責めに帰すことのできない事情により公演が中止となった場合に、公演団体から地元主催者に対し執行済み経費等（別表2）の請求行為があり、その一部について協会に負担を求める場合は、地元主催者は協会に対し、「令和8年度県民芸術劇場変更等協議書」（様式2）を協会に提出し、協議しなければならない。

(2) 協会は、前項により地元主催者から協議があった場合は、県に対し個別協議を行うものとする。

10 その他

この要綱に定めのない事項は、協会と地元主催者が協議して決定する。

別表 1

■協会の支出額上限

区 分	小 学 校		高 校	
	音 楽	演 劇 ミ ュ ー シ ャ ル 舞 踊 能 ・ 狂 言 人 形 浄 瑠 璃 寄 席 芸 能	音 楽	演 劇 ミ ュ ー シ ャ ル 舞 踊 能 ・ 狂 言 人 形 浄 瑠 璃 寄 席 芸 能
出演料 (消費税除く)	225,000 円	225,000 円	337,500 円	460,000 円

(注) 出演料には、出演団体の交通費、宿泊料、事前調査費、著作権料等の上演に必要な付帯経費のうち協会が認めるものを含むものとする。

■出演料の対象経費

項 目	細 目	内 容
出演費 音楽費 文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優等出演料
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料、調律料(注)等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、プラン料、振付助手料、舞台助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料等
舞台費	舞台費	大道具料、小道具料、衣装費、かつら費、履物費、 <u>照明機材費、音響機器費、舞台技術人件費(注)</u> 等
旅費 運搬費 通信費	旅 費	交通費(団体所在地⇄会場)、宿泊費
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費等
	通信費	通信連絡費等

(注) _____ については、会館等の機材・スタッフで対応不可能な場合に限りません。

■出演料の対象外経費

- 飲食費 ○公演団体運営のための経常的経費
- 航空・列車運賃の特別料金(ビジネスクラス以上料金・グリーン料金)

別表2

県民芸術劇場の事業中止に係る執行済み経費

項目	細目	対象経費	対象外経費
出演費・音楽費・文芸費	出演費 (キャンセル料)	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優等出演料 (ただし、事業着手時に契約書等によりキャンセル料の取り決めを行っている場合に限る) ★後日、領収証(写し)を提出	
	音楽費	楽器借料、楽譜借料、調律料	作曲料、作詞料、編曲料※、 写譜料、楽譜制作料※
	文芸費	舞台監督料、デザイン料、プラン料、振付助手料、 舞台助手料、著作権使用料	演出料※、監修料※、振付料※、 台本料、訳詞料
舞台費	舞台費	衣装費・かつら費・履物費(レンタルの場合) 照明機材費、音響機器費、舞台技術人件費 (会館等の機材・スタッフで対応不可能な場合に限る)	大道具料、小道具料
旅費等	旅費	交通費(団体所在地⇔会場)、宿泊費	
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費	
	通信費	通信連絡費等	

(注)※印については、毎回の依頼料等が契約書等により確認できる場合は対象とする。

令和8年度県民芸術劇場（学校公演）実施申請書

公益財団法人 兵庫県芸術文化協会理事長 様

下記により事業（公演）を実施したいので申請します。

地元主催者 情報	学校名		校 種	小学校・高校	
	代表者（職・氏名）	職：	氏名：		
	所在地	〒			
	電話番号				
	担当者（職・氏名）	職：	氏名：		
	E-mail				
	共催者名	※申請者以外の経費負担者がある場合のみ記載			
申請内容	公演団体		演目記号		
	会場				
	日時	年 月 日 () : ~ :			
	鑑賞者予定数	児童・生徒	校	人	
		教諭		人	
		保護者等		人	
		合 計	校	人	
備考					

必須 上記内容について公演団体と調整済です。（チェックがない場合は申請不可）

- 注) ①校種には、小学校・高校の該当するものに○をつけてください。
 ②演目記号には、公演団体・演目リストの記号（A・B等）を記入してください。
 ③他校と合同で実施する場合は、備考欄に記載してください。
 ④高校公演のみ出演料にかかる証拠種類（契約書または見積書の写し等、内定通知日以降に発行したもの）を提出してください。
 ⑤申請内容の執行が変更または困難になった場合：速やかに当協会へ連絡のうえ、「令和8年度県民芸術劇場変更等協議書」（様式2）を提出してください。

提出期限：令和8年3月6日（金）

(様式2)

(公印省略)
第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 兵庫県芸術文化協会 業務執行理事兼本部事務局長 様

地元主催者名
代表者職・氏名

令和8年度県民芸術劇場変更等協議書

先に令和 年 月 日付け兵芸協第 号で決定のありましたみだしの公演について、
下記のとおり協議します。

記

協議内容	中止 ・ 変更
変更の場合	実施決定日：令和 年 月 日 () 変更後：令和 年 月 日 ()
中止・変更 の理由	
執行済み経 費記入欄 (不可抗力 による中止 の場合)	
その他	公演団体名【 (一般公演 ・ 学校公演) 】 月 日に 調整済

担当者職・氏名
電 話 () -
電子メール

令和8年度県民芸術劇場（学校公演）実施報告書

公益財団法人 兵庫県芸術文化協会 業務執行理事兼本部事務局長 様

下記により事業（公演）を実施したので報告します。

地元主催者 情報	学校名				
	代表者（職・氏名）	職：	氏名：		
	所在地	〒			
	電話番号				
	担当者（職・氏名）	職：	氏名：		
	E-mail				
	共催者名				
報告内容	公演団体		演目記号		
	会場				
	日時	年 月 日 () : ~ :			
	鑑賞者数	児童・生徒	校	人	
		教諭		人	
		保護者等		人	
		合計	校	人	
	公演内容の 事前周知方法				
	当事業（公 演）によって 得られた効果 や問題点等				
	経費	①地元主催者負担出演料（1回目の出演料） ※源泉所得税・消費税込み①≥②		円	
		②（公財）兵庫県芸術文化協会 負担出演料		円	
③その他の経費 （会場費、2回目以降の出演料等）			円		
合計			円		

注) 原則として公演終了後2週間以内に、WEBアンケート（小学校低学年・特別支援学校等での公演は除く）の実施と、次の資料を全て添付のうえ提出してください。

①公演の記録写真 ②チラシ、プログラム等（公演を実施したことが確認できる資料）

※資料を添付できない場合や特別な事情によりWEBアンケートを実施できない場合には、「理由書」を
あわせてご提出ください。